



ろうきょう通信

— 労供労組協事務局ニュース —

発行：労供労組協事務局
〒110-0003 台東区根岸 3-25-6 77' レット根岸 2F
TEL:03-5603-7880 FAX:03-5603-7265
E-mail:roukyo@union-net.or.jp
URL:http://www.union-net.or.jp/roukyo/

10組合18名の参加の下、「労働者供給事業法の制定に向けて」をテーマに 労供労組協秋の学習会開催される

去る、10月2日(日)、3(月)、マホロバ・マインズ三浦にて2011労供労組協秋の学習会が10組合18名の参加の下、「労働者供給事業法の制定に向けて」をテーマとして開催されました。

最初に伊藤彰信議長から「仕事の在り方をめぐって色々な動きが出ている。労働者協同組合法案は連合が方針を変更して、労働者として扱えとして、全員労働者として改正した案を今後の国会で出していこうという動きになっている。労働者の事業の見方を変える時期に来ているのではないかと思っている。今、國學院大學で進めている労働者供給事業に関する研究は今年度一杯、来年の3月までとなる。それまでにまとめを行い、世論にも訴えていく対策も考えないといけない。今日の学習会の中で我々自身が考え方をまとめて、外にも打って出られるような、そういう中身の学習会にしたい。」と挨拶がありました。



その後、各組合の労供事業報告がありました。

全日建運輸からは「大手物流企業におけるパラセメント輸送において、違法な償却制で働かせていたところを、その実態を隠すために日々雇用労働者であるかのごとく偽装している実態がある。その片棒を担いでいる労供組合があり、その組合は労働組合の規約も労働者供給事業の労働協約も当該組合員にも見せないという問題があり、組合員は全日建運輸に2重加盟し、裁判を起こしている。この組合は労供労組協にも加盟しており、労働組合の自浄作用で止めさせたい。」との訴えがありました。

その後、労供研究会の座長である、國學院大學経済学部の橋元秀一教授に「労供の現実と可能性をめぐって 事業法制定へ向けた検討課題 」をテーマに、ご講演いただきました。

橋元教授は冒頭、労供研究会の目的について「労供事業そのものを外部労働市場の全体的な構造を整備していく上での中核な位置付けとしていきたいと考えている。」と話され、さらに「非常にたくさんの未組織の外部労働市場の方々が存在している中で、労供事業が外部労働市場を整備していく役割を担って機能しうるのではないかと、という構想を持って研究会を始めた。」と外部市場の整備における労供事業の役割に期待を寄せられています。

実態調査から見える類型をめぐるとして、「労供事業のタイプ、あり方を規定する要因は労働力の需要、供給の位置付け、供給の独占度、さらにはその事業をめぐると市場環境要因があるのではないかと」と話され、ヒアリングをした全港湾、介護・家政職ユニオン田園調布、新運転、コンピュータ・ユニオンそしてフォーラムジャパンの類型化について話がありました。

さらに、「労供のタイプによって当面の課題もさまざまである。労供が事業主性を獲得することによって、解決する問題は色々あるが、かえって困難を抱え込む可能性もあるということ意識する必要がある。供給元責任として対応できる問題とできない問題がある。その点について考えないと、タイプによっては供給元責任を明確にすることによって、供給の優位性が失われてしまうという問題がありうる。タ

イブの多様性の中ではこのようなことが起きてくるということを頭の隅に置いておく必要があるのではないか。」と話されました。

労供をめぐる法的論点については雇用責任の所在、供給先による被供給労働者の指名の可否、社会労働保険適用目的の事業主性確保の問題（供給のタイプによっては難しい、あるいはかえって困難を抱え込むという懸念）について話されました。

事業法制定に関しては「事業法制定によって事業主性を供給元は獲得するのが良いのか、それとも、労働政策や社会政策の整備によって対応したほうが良いのか。本来であるならば、労働組合の性格を考えれば、雇い主にきちんと責任を持たせる、そして、労働市場については社会に、従って政府が責任を持つということが原則であると考え、社会政策で考えるべきだ。」との考えを話され、労供事業法を考える場合は「通常の事業主とは異なる性格であり、供給先責任や産業と政府などの社会的責任を明確にし、需給調整にともなう社会的費用の負担のあり方の枠組みをはっきりさせるべきだ。」と話されました。

橋元先生の話の中で、「日本の外部労働市場の在り様を決定づけていくのは、定年後、再就職雇用後の高齢者就業における機能であり、この外部労働市場をコントロールする労供事業の問題はまさに、全ての国民の問題となっている。そういう時代に入ったと思っている。」と話されたことが印象的で、今後の外部労働市場のあり方における労供事業への期待の高さを感じました。

学習会の二日目は初日にできなかった労供事業報告と討議の続きを行いました。

労供研究会の動きと合わせて、労供労組協の労供事業法制定に向けての考え方をまとめるため、12月に幹事会を開催することを申し合わせて、学習会を終えました。

2012年4月より、日雇雇用求人情報検索機能を追加予定 しごと情報ネット運営協議会開かれる

去る10月17日(月) 16:30より厚生労働省職業安定局第1会議室にて第33回しごと情報ネット運営協議会が開催されました。労供労組協からは委員として横山南人事務局長が出席しました。

しごと情報ネット (<http://www.job-net.jp/>) は官民が協力して運営しており、就労希望者が仕事を探すためのWebシステムで2001年8月8日に公開されました。

当初は正規雇用が前提の仕事の情報のみが掲載されていましたが、2003年6月からは派遣先、供給先の仕事の情報も掲載されるようになり、この時から労供労組協も参加しています。

しごと情報ネットはパソコン版と携帯版があり、1日のアクセス数はパソコン版が平均約39万件、携帯版が約60万6千件(2011年8月時点)です。昨年の同時期はそれぞれ約54万7千件と71万7千件でしたから、昨年と比較すると総数で26万8千件も減りました。

今年の6月25日に東日本大震災復興構想会議における「復興への提言」に中の「第2章くらしとしごとの再生」の「当面の雇用対策」で、「しごと情報ネットによるマッチング機能拡充なども図るべき」とされたことを踏まえ、震災被災者の利便性向上のため、トップページのレイアウト変更を行うことにしました。

さらに、労働者派遣改正案においては日雇派遣の原則禁止が盛り込まれており、そうなった場合の日雇等短期就労のニーズを受け止めるためのセーフティーネットとして機能させるため、来年度から日雇雇用の求人情報についてもしごと情報ネットで検索できる(掲載する)ようになります。

